



運用報告書（全体版）

第6期（2019年1月1日～20189年12月31日）

バンガード® ETFシリーズ -

バンガード・FTSE・アジア(除く日本)高配当株式ETF

Vanguard ETF Series -

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF

香港ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託

香港籍法定トラスト

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、バンガード ETF シリーズ(以下「トラスト」といいます。)- バンガード・FTSE・アジア(除く日本)高配当株式ETF(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第6期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

<ファンドの仕組み>

ファンド形態	香港証券先物条例(香港法第 571 章) (「条例」)のセクション 104 に基づき認可された香港ドル建／オープンエンド契約型外国投資信託
信託期間	信託証書に従い終了されない限り、トラストの信託証書の日付(2013 年 3 月 18 日)から 80 年間存続
運用方針	バンガード・インベストメンツ・香港・リミテッド(「管理会社」)は、FTSE アジアパシフィック(除く日本・オーストラリア・ニュージーランド)ハイディビデンド・イールド・インデックスのパフォーマンスに密接に連動する投資成果(報酬および費用等の控除前)を提供することを目指します。
主要投資対象	下記「運用方法」をご参照ください。
運用方法	管理会社は、(条例において定義される)有価証券の現物を取得して、原指数のパフォーマンスへの連動を目指すよう設計されたパッシブ運用のインデックス・アプローチを採用することにより、投資目的の達成を図ります。管理会社は、(資産のすべてもしくは実質的すべてを、原指数の構成銘柄(「指数証券」)にそれぞれの構成比率に基づき投資することによる)「レプリケーション戦略」および／または(原指数と相関性が高いポートフォリオに投資したり、管理会社が原指数に含まれていない証券に投資することができる)「代表サンプリング戦略」を利用することができます。当初、管理会社は、「代表サンプリング戦略」を追求する予定です。管理会社が「レプリケーション戦略」と「代表サンプリング戦略」を切り替えながら利用すること、または「レプリケーション戦略」もしくは「代表サンプリング戦略」以外の戦略を採用すること

	<p>を希望する場合には、香港証券・先物取引監察委員会 (SFC) から事前承認を得るとともに、ファンドの受益証券の保有者(「受益者」)に対して1か月以上前の通知を行います。管理会社は、現在のところ、「レプリケーション戦略」または「代表サンプリング戦略」以外の戦略を採用する予定はありません。</p> <p>原指数のパフォーマンスへの連動を目指すにあたり、ファンドは、原指数の構成銘柄もしくは原指数自体のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るため、取引に係るコストや税金を抑え、流動性の低い株式もしくは市場や規制上の理由により入手不可能な株式の場合においてはエクスポージャーを得ることができるようにするため、またはトラッキング・エラーを最小限に抑えるためといった投資目的において、上場オプション、上場オプション契約、通貨先渡し、先物、指数先物、指数先物オプションおよびワラント等の金融派生商品(「FDI」)に投資することができます。</p>
投資制限	<p>(トラスト)</p> <p>トラストは、随時改正される、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資リンク型保険スキームならびに非上場ストラクチャー投資商品に関する SFC ハンドブックの一部であるユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関するコード(「コード」)および信託証書に基づく一定の投資制限を受けます。保有することにより以下の状態となるようないかなる有価証券も、取得または追加することができません。</p> <p>(a) いずれかのファンドの最新の入手可能な純資産総額の 10%を超えて、(i) 単一の組織が発行する構成銘柄への投資、(ii) FDI の裏付資産を通じた当該組織に対するエクスポージャー、および(iii)店頭 FDI の取引から生じる当該組織に対するネット・カウンターパーティー・エクスポージャーにより当該発行体に投資されているか、または当該組織に対するエクスポージャーを保有している状態。ただし、当該投資が、以下に特定されるコードに基づきまたはその第 8.6 章(h)(a)によって変更される(該当する場合)ところに従い認められる場合を除きます。</p> <p>(i) 当該投資は、原指数の銘柄比率の 10%超を構成する銘柄に限定されること。</p> <p>(ii) 関連するファンドによる当該構成銘柄の保有が、原指数の銘柄比率を超えてはならないこと。ただし、原指数の構成が変更された結果、その比率を超過してしまった場合および当該超過が一過性かつ一時的な性質の場合を除きます。</p> <p>SFC による承認に従い、ファンドが保有する同一銘柄の政府等証券の価値は、当該ファンドの最新の入手可能な純資産総額の 30%を超えてもよいとされます。さらに、管理会社はファンドのすべての資産を、下記(d)の規定にかかわらず、政府等証券に銘柄数を問わず投資することができます。</p> <p>(b) 上記(a)およびコードの第 7.28 章(c)(該当する場合)に従い、いずれかのファンドの純資産総額の 20%を超えて、(i) 同一グループ内の組織が発行する構成銘柄への投資、(ii) FDI の裏付資産を通じた当該組織に対するエクスポージャー、および(iii) 店頭 FDI の取引から生じる当該組織に対するネット・カウンターパーティー・エク</p>

ポージャーにより当該組織に投資されているか、または当該組織に対するエクスポージャーを保有している状態。

(c) 単一組織(または同一グループ内の組織)に預金したファンドの現預金の価額がファンドの純資産価額の 20%を超える状態。ただし、(i)現金は関連するファンドの運用開始以前および、当該運用開始後から当初申込金が全額投資されるまでの合理的期間において保有されるか、(ii)投資資産の精算からファンドの合併または終了時点までの現金手取りの場合、様々な金融機関での現預金の設定が投資家の最善の利益にならないか、(iii)申込から投資時点まで期間に受領され、買戻の決済およびその他の支払義務のために保有される現金手取金の場合、様々な金融機関での現預金の設定は不当な負担となり、現預金契約が投資家の利益をそなわない場合を除きます。

(d) ファンドが、単一の組織が発行するいずれかの普通株式を合計で 10%を超えて保有する状態。

(e) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 15%超が、上場されていない、値付けされていないまたは(ファンドの目論見書で定義される)認識された取引所で取引されていない構成銘柄およびその他の金融商品もしくは金融証券に投資されている状態。

(f) コードの第 8.6 章(i)により認められている場合を除き、かつ、上記(a)、(b)および(d)項にかかわらず、いずれかのファンドの最新の入手可能な純資産総額の 30%超が、同一銘柄の政府等証券に投資される状態。ただし、関連するファンドがその資産すべてを 6 銘柄以上の政府等証券に投資することができる場合を除きます。

(g) 現物コモディティへの投資。ただし、SFC により個々のケースにおいて、関連する現物コモディティの流動性および必要な場合、充分かつ適切な追加的保護条項の利用可能性を考慮の上、別途承認される場合を除きます。

(h) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 10%超が、非適格スキーム(SFC の指定によります。)であり、かつ、SFC の認可を受けていない他の集団投資スキームの受益証券または投資口に投資されている状態。

(i) いずれかのファンドの入手可能な最新の純資産総額の 30%超が、SFC により承認されているか、適格スキーム(SFC の指定によります。)である一以上の集団投資スキームの受益証券または投資口に投資されている状態。ただし、(x) 当該集団投資スキームが SFC に認可され、かつ(y)当該集団投資スキームの名称および主要な投資情報が英文目論見書において開示されている場合は、当該限度を超えることができます。

さらに、トラストは、いずれかのファンドの勘定で管理会社が以下の事項を行うこ

とを禁止した投資制限の対象となります。

(j) コードの第7章に基づき禁止または制限された投資のいずれかに主に投資することを目的とし、その目的がコードの第7章で制限される投資に主に投資することであり、かつかかる禁止または制限された投資が関連する限度に違反しない集団投資スキームへの投資。

(k) 管理会社またはそのコネクテッド・パーソンが運用する集団投資スキームへの投資。ただし、かかる集団投資スキームの当初手数料および買戻手数料がすべて放棄され、管理会社または当該集団投資スキームもしくは管理会社のために行為する者が、集団投資スキームまたは当該集団投資スキームの運用会社が徴収する報酬もしくは手数料における割り戻し、または集団投資スキームにおける投資に関連する定量化可能な金銭上の便宜を一切受けていない場合を除きます。

(l) あらゆる種類の不動産(建築物を含みます。)または不動産持分(オプションまたは権利を含みますが、不動産会社の株式および不動産投資信託の持分を除きます。)への投資。

(m) 空売り。ただし、(i)ファンドの証券引渡義務が、当該ファンドの入手可能な最新の純資産総額の10%を超えない場合、および(ii)空売りされる証券が、空売りが認められた市場において活発に取り引されている場合を除きます。

(n) コードの第7.3章に従い、貸付、引受、保証、裏書その他の方法により、何者かの何らかの債務または負債に対して直接または偶発的に責任を持つこと、または関連を持つこと。

(o) いずれかのファンドに無限責任に関与させ得る資産の取得または取引の執行。

(p) 受益者にいずれかのファンドへの投資額を超えて当該ファンドに関連する負債を負わせること。

(q) 企業または機関のいずれかのクラスの証券が、管理会社の取締役もしくは役員により個人的に0.5%を超えて保有される、または当該取締役および役員により共同で5%を超えて保有される場合に、当該証券に投資すること。

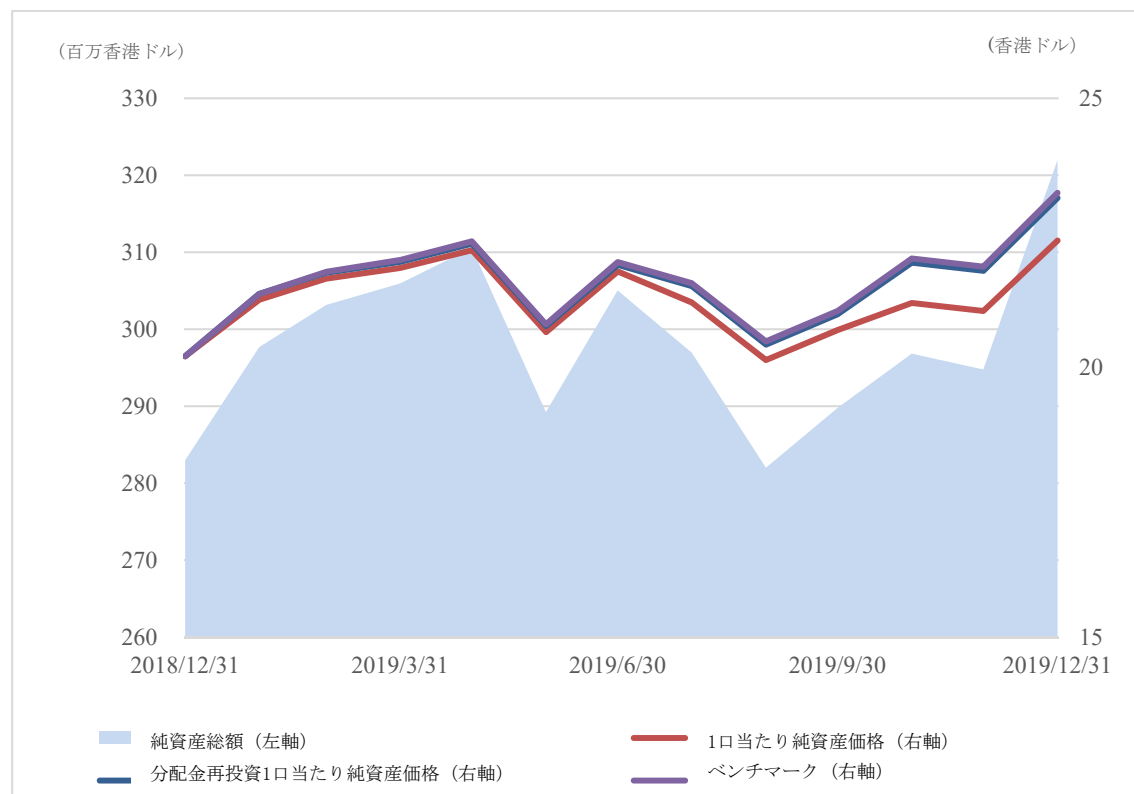
(r) 証券に対する未払込金額について払込請求がなされる設定の証券の取得。ただし、当該払込請求に対して、ファンド資産から現金または現金類似物により満額支払可能な場合を除き、この場合、現金もしくは現金類似物の当該金額は、コードの第7.29章および第7.30章の目的上、FDIの取引から生じる将来の、もしくは偶発的な取り決めに充足するために分離保管されません。

	<p>(ファンド)</p> <p>原指数への連動を目指すにあたり、ファンドは、指数証券もしくは原指数自体のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るため、取引に係るコストや税金を抑え、流動性の低い株式もしくは市場や規制上の理由により入手不可能な株式の場合においてはエクスポージャーを得ることができるようにするため、またはトラッキング・エラーを最小限に抑えるためといった投資目的において、上場オプション、上場オプション契約、通貨先渡し、先物、指数先物、指数先物オプションおよびワラント等のFDIに投資する場合があります。</p> <p>管理会社は、FDIへの投資がファンドの最新の入手可能な純資産総額の10%を超えるとの予想はしておりません。</p> <p>ポートフォリオの制約条件—エクスポージャーに基づく制約条件</p> <p>管理会社は、以下のとおり行為するものとします。</p> <p>a) ファンドが、常に、ファンドのポートフォリオの市場価値の95%の最低ネット・エクイティ・エクスポージャーを維持することを確保しなければなりません。</p> <p>b) いかなる場合も、未決済の先物契約への投資がファンドのポートフォリオの市場価値の10%を超えてはなりません。</p> <p>c) 受益者への分配を行う目的で受託会社が開設する口座に随時計上される金額を除き、受益者のために信託によって随時保有されるまたは保有されるとみなされるファンドのポートフォリオのすべての資産(「ファンド資産」)(FDIを含みます。)の実効市場エクスポージャーがファンドのポートフォリオにおける投資可能総額を超えない(すなわち、ポートフォリオがレバレッジされない)ことを確保しなければなりません。ファンドは、レバレッジが市場変動に起因するとみなされた場合には、かかる制約条件に違反したものはみなされません。管理会社は、可及的速やかにレバレッジを是正します。</p> <p>その他の制約条件</p> <p>ファンドは、毎日全額投資を図る一方で、資金管理目的において、質の高い短期金融市場商品(政府証券または譲渡性銀行預金証書を含みます。)および/またはマネー・マーケット・ファンドに対し、ファンドの最新の入手可能な純資産総額の5%以下を投資することもできます。</p> <p>管理会社は、ファンドのために有価証券の空売りを行いません。</p>
分配方針	<p>分配頻度は、四半期毎(3月、6月、9月、12月)ですが、管理会社の裁量によります。管理会社は、ファンドについて分配を行うか否か、また、かかる分配を行う場合には、その金額および回数を決定する絶対的な裁量を留保します。管理会社は、現在のところ、資本から分配を行う予定はありません。</p> <p>(香港ドル、中国元もしくは米ドルによる取引であるかにかかわらず)すべての受益証券は、ファンドの基準通貨(香港ドル)建てで分配を受領することになります。</p>

I. 計算期間中における運用の経過および運用状況の推移

(1) 運用の経過

①1口当たり純資産価格の推移等



- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第5期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各投資者の購入状況などにより課税条件が異なるため、分配金に対する税金を考慮しておりません。そのため、最終的な税引後の結果を示すものではありません。
- (注4) ファンドのベンチマークは、FTSE アジアパシフィック (除く日本・オーストラリア・ニュージーランド) ハイディビデンド・イールド・インデックスです。
- (注5) ベンチマークは、第5期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

本書において、バンガード・FTSE・アジア(除く日本)高配当株式ETF(SEHK 銘柄コード:3085)は、ファンドの名称を英文アニュアルレポートに記載の英語名称で表記する場合があります。

②分配金について

当期（2019年1月1日～2019年12月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：香港ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額(対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 ^(注2)
2019年1月2日	19.6965	0.10 0.51%	-1.94
2019年4月1日	22.1148	0.01 0.05%	2.43
2019年7月2日	21.7998	0.19 0.86%	-0.12
2019年10月2日	20.2598	0.42 2.03%	-1.12

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率 (\%)} = 100 \times a / b$$

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2019年1月2日の直前の分配落日（2018年10月2日）における1口当たり純資産価格は、21.7353香港ドルでした。

③1 口当たり純資産価格の主な変動要因、投資環境およびポートフォリオについて

- 2019年12月31日までの12か月において、ファンドのリターンは14.53%でした。
- 継続する世界経済減速は、世界的な産業循環の悪化を受けて加速しました。この景気悪化は、米中間の貿易摩擦など、政策不透明感が広く台頭したことを背景に、投資の先送りおよび生産量の減少により発生しました。各国・地域の中央銀行は、成長見通しの悪化および長引く低インフレ率にさらされ、予想されていた引き締め策から刺激策へと政策を転換しました。中国経済は、2019年に多くの点で脅威に直面しました。これらの脅威とは、複数年に及ぶ米中貿易摩擦の深刻化および世界経済の成長率鈍化などです。新興市場における直近の景気減速の一部は、中国の景気減速の波及効果、米連邦準備制度理事会による2018年の引き締め策および世界貿易の減少を反映しています。さらに、ポピュリズムや地政学的リスクも問題を提示しています。

上記のリターンは、香港ドルに基づくリターンです。

(2) 今後の運用方針

ファンドは、FTSE アジアパシフィック（除く日本・オーストラリア・ニュージーランド）ハイディビデンド・イールド・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。今後も投資方針に従い、引き続き運用を行います。

(3) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理費用	純資産価額の年率 0.35%	管理会社報酬、運営費用、ファンドの管理および運營業務に関連するすべての経費および費用、投資運用および顧問報酬、管理事務代行会社、登録代行会社、名義書換事務代行会社、上場代理人、登録機関、保管会社および受託会社の報酬、ならびにその他の運営を含む各種報酬および費用など

II. 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	香港ドル	日本円(千円)	香港ドル	日本円
第1会計年度末 (2014年12月末日)	116,651,981	1,641,293	20.11	283
第2会計年度末 (2015年12月末日)	172,856,975	2,432,098	17.11	241
第3会計年度末 (2016年12月末日)	209,203,425	2,943,492	18.19	256
第4会計年度末 (2017年12月末日)	288,736,622	4,062,524	22.92	322
第5会計年度末 (2018年12月末日)	282,982,013	3,981,557	20.21	284
第6会計年度末 (2019年12月末日)	321,992,900	4,530,440	22.36	315

(注1) 香港ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=14.07円)によります。

(注2) ファンドの設定日は、2014年6月10日です。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しているため合計の数字が一致しない場合があります。円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

② 分配の推移

	1口当たり分配金	
	香港ドル	日本円
第1会計年度	0.29	4
第2会計年度	0.53	7
第3会計年度	0.55	8
第4会計年度	0.71	10
第5会計年度	0.73	10
第6会計年度	0.72	10

③ 投資資産(2019年12月末日現在)

下記「IV.ファンドの経理状況」の投資明細表を参照ください。

III. 純資産計算書

(2019年12月末日)

	香港ドル	日本円(千円)
総資産額	322,909,951	4,543,343
総負債額	917,051	12,903
純資産価額	321,992,900	4,530,440
発行済み受益証券総数	14,400,000	口
1口当たり純資産価格	HK\$22.36	¥315

IV. ファンドの経理状況

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF、Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF の受益者各位

財務諸表に係る報告書

監査意見

監査対象

以下で構成される、Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF、Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF (それぞれ Vanguard ETF Series のサブファンドであり、「サブファンド」という。)の財務諸表。

- ・ 2019年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の受益者に帰属する純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務諸表注記

監査意見

私どもの意見では、添付の財務諸表は、各サブファンドの2019年12月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した年度の財務取引およびキャッシュ・フローそれぞれの真実かつ公正な概観を、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して表示している。

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して私どもの監査を実施した。これらの基準の下での私どもの責任は、私どもの報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」の部に詳細に記載されている。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見の根拠を提供するために十分かつ適当であると信じている。

独立性

私どもは、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の国際倫理規程(独立性に関する国際基準を含む。)(以下、「IESBA 規程」という。)に従いサブファンドから独立しており、IESBA 規程に従い、他の倫理的責任を果たしている。

重要な監査事項

重要な監査事項は、私どもの職業専門家としての判断により、当該期間の財務諸表の監査において最も重要な事項です。これらの事項には、財務諸表の監査全体との関連で取組みが行われ、財務諸表に対する意見の形成に当たっては、私どもはこれらの事項について個別の意見は表明しない。

私どもの監査において特定された重要な監査事項は、次のとおりである。

- ・ 投資有価証券の実存と評価

重要な監査事項

投資有価証券の実存と評価

各サブファンド、すなわち Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF、Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF が 2019 年 12 月 31 日現在で保有している投資有価証券は、主にそれぞれの財務諸表で 415,715,551 香港ドル、319,040,323 香港ドル、223,773,748 香港ドル、108,427,843 香港ドル、1,021,198,436 香港ドルおよび 172,919,710 人民元で評価されている上場株式で構成されている。

これらの投資有価証券はそれぞれのサブファンドの純資産価格の主たる要素であるため、私どもは投資有価証券の実存と評価に焦点を当てた。

財務諸表注記 9(b)を参照のこと。

その他の情報

サブファンドのマネージャー(以下「経営者」という。)は、その他の情報に責任を有する。その他の情報は、財務諸表およびその財務諸表に係る監査人の報告書を除き、年次報告書に含まれるすべての情報で構成される。

財務諸表に係る私どもの意見は当該その他の情報を対象としておらず、私どもはその他の情報に対していかなる形態の保証の結論も表明しない。

財務諸表の監査に関連して、私どもの責任はその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が財務諸表もしくは私どもが監査で入手した知識と著しく矛盾しているか、またはその他の方法で重大な虚偽の記載の疑いがあるかを検討することである。

私どもが実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重大な虚偽の記載があると結論するに至った場合、私どもはその事実を報告することが求められる。この点に関して、私どもが報告すべきことは

私どもの監査の重要な監査事項への対応方法

私どもは、サブファンドのカストディアンからの直接的な確認状を入手し、サブファンドの保有高とこれらの確認状を照合することによって投資有価証券の実存のテストを実施した。私どものテストの結果、重大な逸脱は発見されなかった。

私どもは、2019 年 12 月 31 日現在でサブファンドが使用した価格を外部価格情報源と比較することによって、それぞれのサブファンドの投資有価証券の評価額を照合した。私どものテストから、重大な逸脱は発見されなかった。

ない。

財務諸表に対する経営陣の責任

サブファンドの経営陣は、IFRS に準拠して真実かつ公正な概観を表示する財務諸表の作成に責任を有し、また、不正または誤謬によるものであるかとは無関係に、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にするために必要と経営陣が決定するような内部統制について責任を有する。

財務諸表の作成にあたって、サブファンドの経営陣はサブファンドがゴーイング・コンサーンとして存続する能力を評価し、該当する場合にゴーイング・コンサーンに関連した事項を開示し、そして、経営陣がサブファンドの清算もしくは運用停止の意図を有しているまたは他に現実的な選択肢がない場合を除き、ゴーイング・コンサーンの前提による会計処理を使用する責任を有する。

加えて、サブファンドの経営陣は、財務諸表が修正後の2013年3月18日付信託証書(以下「信託証書」という。)ならびに香港証券先物委員会が発行したユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの規約(以下「SFC 規約」という。)の付表 E の該当する開示規定に準拠して作成されていることを確実にすることが求められる。

財務諸表監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、財務諸表全体として、不正または誤謬によるものであるかとは無関係に、重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。私どもは全体としての受益者にのみ私どもの監査意見を報告するものであり、他に目的はない。私どもは、本報告書の内容について他のいかなる者に対しても、責任を負うものではない。合理的な保証は高い水準の保証であるが、ISA に準拠して実施された監査が、重大な虚偽表示が存在した場合に常にそれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別または集合的に、財務諸表利用者が当該財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼす可能性が合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。また、私どもは、サブファンドの財務諸表が、すべての重要な点において、信託証書および SFC 規約の付表 E の該当する開示規定に準拠して、適切に作成されているかを評価することが求められている。

ISA に準拠した監査の一環として、私どもは監査を通じて職業専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。私どもはまた、

- 不正または誤謬によるものであるかとは無関係に、財務諸表における重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを設計・実施し、私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正の結果発生する虚偽記載を検知できないリスクは、誤謬から発生する虚偽記載よりも高い。これは、不正には、共謀、ねつ造、意図的な除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うことによる。
- その状況において適切な監査手続きを策定するために、監査に関連した内部統制についての理解を得るが、これはサブファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的としたものではない。
- 使用された会計方針の適切性、ならびに経営陣による会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- 経営陣によるゴーイング・コンサーンを前提とした会計処理の使用の適切性について結論を下し、入手した監査証拠に基づき、サブファンドがゴーイング・コンサーンとして存続する能力に重要な疑問を生じさせ得る事象または状況に関連した重大な不確実性が存在するかについて結論を下す。重大な不確実性が存在するとの結論に至った場合、私どもは私どもの監査報告書において、財務諸表の関連する開示事項の参照を促すか、または当該開示が不適切な場合、私どもの監査意見を修正することが求められる。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、サブファンドがゴーイング・コンサーンとして存続しなくなる可能性もある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示する方法で表しているかを評価する。

私どもは、経営陣と、特に計画した監査の範囲と実施時期ならびに、私どもが監査中に特定した、内部統制における重要な不備を含む、重要な監査における指摘事項に関して協議する。

私どもはまた、経営陣に私どもが、独立性に関連して該当する倫理要件を遵守している旨の陳述書を提供し、私どもの独立性に影響を及ぼすと合理的に考え得るすべての関係とその他の事項について協議し、また該当する場合は予防措置についても協議する。

経営陣との協議事項から、私どもは当該期間の財務諸表の監査において最も重要な事項であり、そのため重要な監査事項である事項を決定する。私どもは、法令によって当該事項に関する公開が禁止されている場合、または極めてまれな状況で、私どもが当該事項を監査報告書に記載することに伴う悪影響が、記載することによる公共の利益を上回るため当該事項について言及するべきではないと私どもが判断する場合を除き、これらの事項を監査報告書に記載する。

信託証書および SFC 規約の付表 E の該当する開示規定に基づく事項に係る報告

私どもの意見では、添付の財務諸表は、すべての重要な点において、信託証書および SFC 規約の付表 E の該当する開示規定に準拠して、適切に作成されている。

本独立監査人の報告書に至った監査の業務担当パートナーは、マリア・ユック・ハン・ツイである。

プライスウォーターハウスクーパース
公認会計士

香港、2020 年 4 月 24 日

バンガード ETF シリーズ

2019 年度年次報告書

財政状態計算書

2019 年 12 月 31 日現在

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF				
2019 年 12 月 31 日				
2018 年 12 月 31 日				
注記	(香港ドル)	(円)	(香港ドル)	(円)
流動資産				
現金および現金同等物	2,055,089	28,915,102	1,547,696	21,776,083
証拠金	375,345	5,281,104	93,961	1,322,031
ブローカー未収金	556,745	7,833,402	578,111	8,134,022
未収配当金	866,795	12,195,806	618,645	8,704,335
損益を通じて公正価値評価される 金融資産	9(b), 10	<u>319,055,977</u>	<u>4,489,117,596</u>	<u>280,788,989</u>
			<u>3,950,701,075</u>	
資産合計		<u>322,909,951</u>	<u>4,543,343,011</u>	<u>283,627,402</u>
				<u>3,990,637,546</u>
流動負債				
ブローカー未払金		824,801	11,604,950	556,642
未払管理報酬	6(a)	92,250	1,297,958	84,316
未払税		—	—	—
損益を通じて公正価値評価される 金融負債	9(b), 10	—	—	4,431
				<u>62,344</u>
負債合計		<u>917,051</u>	<u>12,902,908</u>	<u>645,389</u>
				<u>9,080,623</u>
資本				
受益者に帰属する純資産	4	<u>321,992,900</u>	<u>4,530,440,103</u>	<u>282,982,013</u>
				<u>3,981,556,923</u>

財務諸表は、マネージャーにより 2020 年 4 月 24 日付で承認され、代理での署名が行われた。

マネージャーとしてのバンガード・
インベストメンツ・香港・リミテッドの
代理として

注記は、本財務諸表の一部を構成する。

包括利益計算書

2019年12月31日に終了した年度

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF					
		2019年12月31日に 終了した年度		2018年12月31日に 終了した年度	
	注記	(香港ドル)	(円)	(香港ドル)	(円)
収益					
受取配当金		13,343,881	187,748,406	13,433,658	189,011,568
利息収益		6,161	86,685	5,263	74,050
損益を通じて公正価値評価される 金融資産および金融負債の公正 価値の純増減額	3	29,867,394	420,234,234	(39,459,731)	(555,198,415)
純為替差益(差損)		(15,769)	(221,870)	(85,713)	(1,205,982)
その他収益		12,778	179,786	49,490	696,324
純利益(損失)		43,214,445	608,027,241	(26,057,033)	(366,622,454)
費用					
管理報酬	6(a)	1,041,534	14,654,383	1,069,128	15,042,631
取引取扱手数料		1,569	22,076	1,060	14,914
投資有価証券に係る取引費用		115,207	1,620,962	118,541	1,667,872
その他営業費用		144	2,026	3,799	53,452
営業費用合計		1,158,454	16,299,448	1,192,528	16,778,869
税引前利益(損失)		42,055,991	591,727,793	(27,249,561)	(383,401,323)
税金					
源泉税		(1,483,874)	(20,878,107)	(1,397,828)	(19,667,440)
包括利益(損失)合計		40,572,117	570,849,686	(28,647,389)	(403,068,763)

注記は、本財務諸表の一部を構成する。

受益者に帰属する純資産変動計算書
2019年12月31日に終了した年度

		Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF			
		2019年12月31日に 終了した年度		2018年12月31日に 終了した年度	
	注記	(香港ドル)	(円)	(香港ドル)	(円)
受益者に帰属する純資産期首残高		282,982,013	3,981,556,923	288,736,622	4,062,524,272
受益証券発行受取額－現金設定	4	8,518,770	119,859,094	32,990,780	464,180,275
		8,518,770	119,859,094	32,990,780	464,180,275
受益証券償還支払額－現金償還	4	—	—	—	—
		—	—	—	—
受益証券の発行(償還)純額		8,518,770	119,859,094	32,990,780	464,180,275
受益者への分配	11	(10,080,000)	(141,825,600)	(10,098,000)	(142,078,860)
当期包括利益(損失)合計		40,572,117	570,849,686	(28,647,389)	(403,068,763)
受益者に帰属する純資産期末残高		321,992,900	4,530,440,103	282,982,013	3,981,556,923

注記は、本財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した年度

	Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF				
	注記	2019年12月31日に 終了した年度 (香港ドル)	(円)	2018年12月31日に 終了した年度 (香港ドル)	(円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
損益を通じて公正価値評価される 金融資産および金融負債の購入 支払額		(66,506,937)	(935,752,604)	(86,468,519)	(1,216,612,062)
損益を通じて公正価値評価される 金融資産および金融負債の売却 受取額		58,400,527	821,695,415	52,345,213	736,497,147
管理報酬支払額		(1,033,600)	(14,542,752)	(1,068,600)	(15,035,202)
投資有価証券に係る取引費用 支払額		(115,207)	(1,620,962)	(118,541)	(1,667,872)
取引取扱手数料支払額		(1,569)	(22,076)	(1,060)	(14,914)
その他営業費用支払額		(144)	(2,026)	(3,799)	(53,452)
源泉税支払額		(1,483,874)	(20,878,107)	(1,397,828)	(19,667,440)
配当金受取額		13,076,443	183,985,553	13,286,731	186,944,305
利息収益受取額		6,161	86,685	5,263	74,050
その他収益受取額		12,778	179,786	49,490	696,324
証拠金		(281,852)	(3,965,658)	317,392	4,465,705
営業活動から発生した(で使用された) 正味現金		2,072,726	29,163,255	(23,054,258)	(324,373,410)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
受益証券発行による現金受取額		8,518,770	119,859,094	32,990,780	464,180,275
分配金支払額	11	(10,080,000)	(141,825,600)	(10,098,000)	(142,078,860)
財務活動から発生した(で使用された) 正味現金		(1,561,230)	(21,966,506)	22,892,780	322,101,415
現金および現金同等物の増加(減少)		511,496	7,196,749	(161,478)	(2,271,995)
現金および現金同等物期首残高		1,547,696	21,776,083	1,710,004	24,059,756
為替レート影響額		(4,103)	(57,729)	(830)	(11,678)
現金および現金同等物期末残高		2,055,089	28,915,102	1,547,696	21,776,083
現金および現金同等物残高の内訳:					
銀行預金		2,055,089	28,915,102	1,547,696	21,776,083
		2,055,089	28,915,102	1,547,696	21,776,083

注記は、本財務諸表の一部を構成する。

財務諸表注記

1 一般事項

バンガード ETF シリーズ(以下「トラスト」という。)は、2014年4月25日付、2014年6月23日付、2015年3月19日付、2015年4月22日付、2017年4月25日付および2018年4月9日付の6件の追補信託証書による修正後の2013年3月18日付、ならびに2019年12月10日付で修正、再表示後の信託証書(以下、集散的に「信託証書」という。)の条件に従って設立されたアンブレラ・ユニット・トラストである。信託証書の条件は、香港における法律に従っている。

2019年12月31日現在、トラストは Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF、Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF(以下総称して「サブファンド」という。)の6つのサブファンドを設立しており、これらは証券先物条例セクション104に従ってSFCより承認されている。サブファンドはまた、ザ・ストック・エクスチェンジ・オブ・ホンコン・リミテッド(ザ・ホンコン・エクスチェンジ・アンド・クリアリング・リミテッドの子会社)に上場されている。

本財務諸表は、上記のサブファンドに関連したものである。マネージャーは、財務諸表の作成に責任を有する。

サブファンドの目的は、各サブファンドのすべてまたは実質的にすべての資産を、それぞれの指数(以下「基準指数」という。)の指数構成銘柄の代表サンプルに投資することによって、報酬および費用の控除前で、それぞれの基準指数に密接に対応する投資成果を提供することである。

2 重要な会計方針の要約

本財務諸表の作成の際に適用された主要な会計方針は以下のとおりである。

これらの方針は、特に明記しない限り、表示されているすべての年度にわたって継続的に適用されている。

(a) 作成の基礎

サブファンドの財務諸表は、すべての重要な点において、信託証書の開示規定、香港証券先物委員会が発行したユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの香港規約(以下「SFC 規約」という。)の付表 E、ならびに国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。財務諸表は、金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む)を損益を通じた公正価値で評価することによって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。

IFRS に準拠した財務諸表の作成に際しては、特定の会計上の見積りを使用することが求められる。また、サブファンドの会計方針を適用するプロセスにおいて、マネージャーが判断を行うことも求められる。

2019年1月1日発効の基準および既存の基準の改訂

2019年1月1日に開始する会計年度から適用され、サブファンドの財務諸表に大きな影響を及ぼした基準、改訂、解釈はない。

2019年1月1日より後に発効し、早期適用されていない新基準、改訂および解釈指針

多くの新基準、基準の改訂、解釈が2019年1月1日に開始する会計年度から適用されるが、当財務諸表の作成には適用されていない。これらのうち、どれもサブファンドの財務諸表に大きな影響を及ぼすことは見込んでいない。

(b) 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債

(i) 区分

サブファンドは、金融資産の管理に係るサブファンドのビジネスモデルと、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの性格の両方に基づいて投資有価証券を区分している。金融資産のポートフォリオは運用されており、パフォーマンスは公正価値に基づいて評価されている。サブファンドは主に公正価値情報を重視しており、この情報を用いて資産のパフォーマンスを評価し、意思決定を下している。サブファンドは、取り消し不能で株式をその他の包括利益を通じた公正価値評価として指定することを選択していない。そのため、サブファンドは、投資ポートフォリオのすべてを損益を通じた公正価値として金融資産もしくは金融負債に区分している。サブファンドの方針では、マネージャーがこれらの金融資産および金融負債についての情報を、他の関連する財務情報と共に、公正価値ベースで評価することを義務付けている。

(ii) 認識／認識の中止および測定

投資有価証券の定期的な購入および売却は、取引日に認識される。取引日とは、サブファンドが投資有価証券の購入または売却を確約する日である。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債の公正価値は、当初、公正価値で認識される。取引コストは、発生時に包括利益計算書上で費用計上される。

金融資産は、当該投資有価証券からのキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した際、またはサブファンドが所有に係るリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡した際に認識が中止される。

当初認識の後に、損益を通じて公正価値評価されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」の区分における公正価値の増減による損益は、発生した年度に、包括利益計算書の損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債の公正価値の純増減額に表示される。

(iii) 公正価値の見積り

公正価値は、測定日の市場参加者間の秩序だった取引における資産の売却において受け取る価格、または負債の譲渡において支払う価格である。取引所において上場または取引されている投資有価証券の公正価値は、報告日の取引終了時における市場相場価格に基づく。最終取引価格が呼び値スプレッドの範囲内である場合、サブファンドが保有している投資有価証券に使用される市場相場価格は、最終取引価格である。最終取引価格が呼び値スプレッドの範囲内でない場合、経営陣は公正価値を代表するものとして最も適切な、呼び値スプレッド内の価格を決定する。

デリバティブ金融商品は、デリバティブ契約の締結日に公正価値で認識され、その後に公正価値で再測定される。公正価値は、適宜、直近の市場取引を含む活発な市場における市場相場価格、ならびに割引キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルを含む評価技法から得られる。すべてのデリバティブ金融商品は、公正価値がプラスの場合は資産として、公正価値がマイナスの場合は負債として計上される。

デリバティブ金融商品の当初認識時の公正価値の最良の証拠は、取引価格(すなわち、授受された対価の公正価値)である。デリバティブ金融商品の公正価値のその後の変動は、包括利益計算書において即座に認識される。

(iv) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ純額ベースで決済する、あるいは資産の現金化と負債の決済を同時に行う意図がある場合に相殺され、財政状態計算書において純額で報告される。法律上の強制力は、将来の事象に付随するものではなく、通常の営業過程において、また当社またはカウンターパーティーの債務不履行、支払不能、破綻が発生した場合に、法的強制力を有するものでなければならない。

(v) 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

公正価値ヒエラルキー間の移動は、報告期間末に発生したとみなされる。

(c) 収益

利息収益は、実効金利法を使用して期間比例ベースで認識される。利息収益は、現金および現金同等物からの利息を含む。

持分証券に対する受取配当金は、配当落ち日に計上され、外国源泉税は費用として計上される。配当落ち日の見積りのない持分商品に係る受取配当金は、サブファンドの配当金受領の権利が確立した時点で会計処理される。その他収益は、発生主義で会計処理される。

(d) 費用

費用は、発生主義で会計処理される。

(e) 現金部分

現金発行部分とは、該当する取引日における受益証券発行価格と、これらの受益証券と現物交換された有価証券の価値の間の差額に相当する金額を表す。

現金償還部分とは、かかる受益証券が償還された該当する取引日における償還価格と、かかる受益証券に関連して償還する受益者に現物で譲渡された有価証券の価値の間の差額に相当する金額を表す。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手許現金、要求払いの銀行預金および当初満期期間が3か月以内の流動性が極めて高いその他の短期投資が含まれる。

(g) 証拠金

証拠金には、デリバティブ取引の担保として保有している現金を含む。この現金はブローカーが保有しており、証拠金の支払い要求に応じる場合のみ利用可能である。

(h) 非米国通貨換算

機能通貨および表示通貨

財務諸表に含まれる項目は、サブファンドが活動する主たる経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を使用して測定される。Vanguard Total China Index ETFを除く各サブファンドのパフォーマンスは、香港ドルで測定され、受益者に対して報告される。Vanguard Total China Index ETFは人民元で測定、報告される。マネージャーは、香港ドルを、Vanguard Total China Index

ETF を除くすべてのサブファンドの基礎となる取引、事象および状態の経済的影響を最も忠実に表す通貨としてみなしている。Vanguard Total China Index ETF については、マネージャーは人民元を最も忠実に表す通貨としてみなしている。当財務諸表は、香港ドルまたは人民元で表示されており、これらは、各サブファンドの機能通貨かつ表示通貨である。

取引および残高

非米国通貨建取引は、取引日の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算される。非米国通貨建資産および負債は、期末日の実勢為替レートを使用して機能通貨に換算される。

換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に含まれる。

現金および現金同等物に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「純為替差益(差損)」に表示される。

損益を通じて公正価値で計上される金融資産および金融負債に関連する為替差損益は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債の公正価値の純増減額」に表示される。

(i) 受益証券

サブファンドは受益証券を発行し、受益証券は受益者の選択により償還が可能であり、資本に区分される。受益証券は、それぞれのサブファンドの純資産価値の比例配分額に相当する現物および／または現金で償還することができる。サブファンドの受益証券 1 口当たり純資産価値は、受益者に帰属する純資産を発行済受益証券口数で除して算出される。受益証券は、100,000 口単位で発行または償還される。

(j) 税金

サブファンドでは、現在、投資収益およびキャピタルゲインに対して特定の国によって課された源泉税が発生している。かかる投資利益またはキャピタルゲインは、包括利益計算書上に源泉税控除前で計上されている。源泉税は、包括利益計算書上の税金に含まれている。

(k) セグメント報告

事業セグメントは、主たる事業上の意思決定者が使用する内部報告と整合した方法で報告されている。マネージャーは資源の配分および事業セグメントのパフォーマンスの評価に責任を有しており、戦略的意思決定を行う主たる事業上の意思決定者として特定されている。

(l) ブローカー未収金およびブローカー未払金

ブローカー未収金およびブローカー未払金は、それぞれ財政状態計算書日現在で約定済であるが、決済または受渡しが行われていない売却有価証券の未収金および購入有価証券の未払金を表す。ブローカー未収金は、回収のために保有されている。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後は償却原価で測定されている。各報告期間に、当初認識から信用リスクが大幅に上昇した場合、サブファンドはブローカー未収金に対する損失引当金を、全期間予想信用損失と同等の金額で測定する。報告日時点で、信用リスクが当初認識から大幅に上昇していない場合、サブファンドは損失引当金を 12 か月予想損失と同等の金額で測定する。ブローカーの破綻、もしくは財務上の再編といった重大な財政的困難、および支払不履行は、すべて損失引当金が求められる可能性があることを示しているとみなされる。信用リスクが、信用減損とみなされる水準まで上昇した場合、利息収益は損失引当金調整後の帳簿価額総額に基づいて算出される。信用リスクの大幅な上昇は、経営陣によって、期日が 30 日を超えて経過した契約上の支払と定められている。期日が 90 日を超えて経過した契約上の支払いは、信用減損とみなされる。

(m) 分配

受益者に対する分配案は、適切に承認され、マネージャーの自由裁量ではなくなった時点で、受益者に帰属する純資産変動計算書上で認識される。

3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債の公正価値の純増減額

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF

2019年12月31日に
終了した年度

2018年12月31日に
終了した年度

損益を通じて公正価値評価される金融資産および
金融負債の公正価値の純増減額

- 実現	941,435	1,229,897
- 未実現の増減	44,134,787	(42,379,733)
	<u>45,076,222</u>	<u>(41,149,836)</u>

**Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index
ETF**

2019年12月31日に
終了した年度

2018年12月31日に
終了した年度

損益を通じて公正価値評価される金融資産および
金融負債の公正価値の純増減額

- 実現	1,678,336	5,010,868
- 未実現の増減	28,189,058	(44,470,599)
	<u>29,867,394</u>	<u>(39,459,731)</u>

- 4 発行済受益証券口数および1口当たり受益者に帰属する純資産
 サブファンドの資本は、受益者に帰属する純資産である。受益証券は、現物および／または現金で発行および償還することができる。期中の受益証券の申込みおよび償還は、受益者に帰属する純資産変動計算書上に表示されている。注記9で概説されている目的およびリスク管理方針に従って、サブファンドは適切な投資有価証券に投資しつつ、償還請求に応えるために十分な流動性を維持するよう努めており、かかる流動性は必要に応じて上場有価証券の売却によって引き上げられる。
 サブファンドは、公正価値のためのインプットを金融資産の最終取引市場価格として決定している。このことは、申込みおよび償還に使用される1口当たり売買価額の計算について、サブファンドの目論見書で規定されているインプットと整合している。

	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	
	2019年12月31日に 終了した年度	2018年12月31日に 終了した年度
期首発行済受益証券口数	10,300,000	8,200,000
受益証券の発行	6,900,000	2,100,000
受益証券の償還	—	—
期末発行済受益証券口数	<u>17,200,000</u>	<u>10,300,000</u>
	(香港ドル)	(香港ドル)
1口当たり受益者に帰属する純資産	<u>24.28</u>	<u>21.19</u>

	Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	
	2019年12月31日に 終了した年度	2018年12月31日に 終了した年度
期首発行済受益証券口数	14,000,000	12,600,000
受益証券の発行	400,000	1,400,000
受益証券の償還	—	—
期末発行済受益証券口数	<u>14,400,000</u>	<u>14,000,000</u>
	(香港ドル)	(香港ドル)
1口当たり受益者に帰属する純資産	<u>22.36</u>	<u>20.21</u>

- 5 税金
 サブファンドは、香港証券先物条例のセクション 104 の下での集団投資スキームとして承認されており、香港税務条例のセクション 26A(1A)に基づき利得税を免除されているため、香港の利得税に対する引当は行われていない。
 Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF および Vanguard Total China Index ETF は、香港証券取引所に上場されている中華人民共和国(以下「PRC」という。)有価証券の H 株式ならびに上海証券取引所および深圳証券取引所に上場している PRC 有価証券の A 株式および B 株式に投資している。PRC の法人所得税法の下で、サブファンドは H 株式および B 株式の取引において実現したキャピタルゲインについて、PRC の税金を支払う義務が生じることがあり得る。しかし、マネージャーはサブファンドが現行税務規則に基づいて税務申告書を提出しないポジションを維持することができ、キャピタルゲインに対する PRC の税金の執行がありそうもないと信じているため、財務諸表上はかかる H 株式および B 株式のキャピタルゲインからの税金に対する引当は行われていない。PRC 財政部による通達 79、通達 81、通達 127 の発行により、中国証券監督管理委員会および

国家税務総局は、国务院の承認と共に、(i)適格国外機関投資家および人民元適格国外機関投資家、(ii)ストックコネクトを通じて A 株式を取引する国外投資者に対して、A 株式の取引によるキャピタルゲインについて、2014 年 11 月 17 日以降、一時的に課税を免除することを規定した。サブファンドは、一時的な課税免除の規定後に A 株式の取引を開始したため、財務諸表において A 株式からのキャピタルゲインへの課税に対する引当金は計上されなかった。

6 関連当事者／受託者、マネージャーおよびその関連者との取引

ある当事者が、他の当事者を支配する、または他の当事者が財務上もしくは業務上の意思決定を行う際に重要な影響力を行使する能力を有している場合、これらの当事者は関連しているとみなされる。サブファンドの関連当事者には、受託者、マネージャーおよびその関連者が含まれる。マネージャーの関連者は、SFC 規約で定義されている者である。サブファンドと関連当事者との間で当期中に行われたすべての取引は、通常の営業過程で、通常の商業条件で遂行された。受託者およびマネージャーが知る限りでは、サブファンドは、以下に開示された事項の他には、関連当事者との間で取引を行わなかった。

(a) 管理報酬

管理報酬は、日次で発生し、各月の最終取引日後実務的に可能な限り速やかに支払われる。下表は、各サブファンドの純資産価値に対する年率として現在賦課されている管理報酬を表示している。マネージャーは、各サブファンドの純資産価値に対して年率で最大 4%の管理報酬を受け取る資格を有している。サブファンドは、サブファンドの報酬、コストおよび費用（マネージャーの報酬、受託者報酬、登録事務管理報酬、サービス代理人、監査人、法律顧問およびその他のサービス・プロバイダーの報酬および費用、通常の出替費用、受託者またはマネージャーで発生した費用、ならびに指数関連サービスに関連したコスト、報酬および費用が含まれるが、これらには限定されない。）を賄うために単一固定率報酬（すなわち管理報酬）がマネージャーに支払われる、単一報酬構造を有している。

	2019 年	2018 年
	年率%	
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	0.20	0.20
Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	0.35	0.35

(b) 創業費

トラストおよびサブファンドの設立コスト、目論見書の作成、設定報酬、上場および SFC による承認の申請および入手コスト、すべての当初の法務および印刷コスト等（以下総称して「創業費」という。）の、トラストおよびサブファンドを設立するためにバンガード・グループ・インクで発生したコストおよび費用は、バンガード・グループ・インクが負担している。ただし、Vanguard Total China Index ETF の設立に関連するコストおよび費用は、マネージャーが負担している。

(c) 銀行預金

銀行預金は、受託者の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーで保有している。2019年12月31日および2018年12月31日現在の銀行預金残高は、以下のとおりである。

	(香港ドル)	
	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	
	2019年	2018年
受託者の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーで保有しているサブファンドの銀行預金	<u>1,806,617</u>	<u>1,140,670</u>
	Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	
	2019年	2018年
受託者の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーで保有しているサブファンドの銀行預金	<u>2,055,089</u>	<u>1,547,696</u>

2019年12月31日および2018年12月31日に終了した期間の銀行預金の利息収益／(費用)は、下表で開示されている。

	(香港ドル)	
	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	
	2019年12月31日に 終了した年度	2018年12月31日に 終了した年度
利息収益／(費用)	<u>3,167</u>	<u>2,041</u>
	Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	
	2019年12月31日に 終了した年度	2018年12月31日に 終了した年度
利息収益／(費用)	<u>3,432</u>	<u>2,903</u>

(d) 非米国通貨建取引

各期において、受託会社の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを通じて締結された非米国通貨契約の名目価額の総額は、以下に示すとおりである。

	2019年	2018年
	(香港ドル)	
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	<u>241,204,136</u>	61,482,314
Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	<u>88,218,742</u>	72,504,232

各期において、受託会社の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを通じて非米国通貨契約の締結からの純利益(損失)は、以下に示すとおりである。

	2019年 (香港ドル)	2018年
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	(82,541)	(30,174)
Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	(75,406)	(12,218)

2018年12月31日現在、受託会社の関連当事者であるステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを通じて締結された未決済の非米国通貨契約はなかった。下表には、2019年12月31日現在のステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを通じて締結された未決済の非米国通貨契約を表示している。

	2019年 (香港ドル)
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF	—
Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	529

(e) 投資有価証券

Vanguard S&P 500 Index ETF は、マネージャーの関連当事者であるバンガード・グループ・インクによって管理されている、Vanguard S&P 500 ETF への投資も保有していた。このサブファンドは、受託会社の関連当事者であるステートストリート・コーポレーションへの投資も保有していた。

(f) 保有受益証券

2019年12月31日現在、マネージャーの直接の保有会社は、Vanguard Total China Index ETF を9,660,000口(2018年:6,060,000口)保有していた。2019年12月31日に終了した年度に、マネージャーの直接の保有会社は、Vanguard Total China Index ETF を3,600,000口(2018年:6,460,000口)購入し、ゼロ口(2018年:400,000口)売却した。マネージャーの直接の保有会社の純実現損益および純未実現損益は、それぞれゼロ(2018年:467,680人民元の損失)および16,030,469人民元の利益(2018年:4,603,548人民元の損失)であった。

7 ソフト・コミッション

当期中に、サブファンドの取引をあるブローカーまたはディーラーを通じて行う指示に関連したソフト・コミッションの取決めはなかった(2018年:なし)。

8 SFC 規約の下での投資の制限および禁止

SFC 規約は、投資が、それぞれの構成ウェイトが基準指数の10%超を占める構成銘柄に限定されることを条件に、サブファンドが単一の発行体が発行した構成銘柄にそれぞれのサブファンドの純資産価値の10%超を投資することを認めている。加えて、SFC 規約に従い、サブファンドの構成銘柄の保有は、基準指数におけるそれぞれの構成ウェイトを超えることは認められない。ただし、基準指数の構成の変動の結果として構成ウェイトが超過し、当該超過が過渡的で一時的な性格にすぎない場合は例外として認められる。マネージャーは、サブファンドが2019年および2018年12月31日に終了した期間に、この制限を遵守したことを確認した。受託者はその意見において、サブファンドのマネージャーが、あらゆる重要な点において、2019年および2018年12月31日に終了した期間に、この制限を遵守したことを確認した。

2019年12月31日現在、サブファンドには、それぞれ、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF および Vanguard Total China Index ETF の純資産価値の 12.26%、11.84%を占める Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd、Alibaba Group Holding SP ADR を除き、それぞれの純資産価値の 10%超を占めた構成有価証券はなかった。2018年12月31日現在、サブファンドには、それぞれの純資産価値の 10%超を占める構成有価証券はなかった。

下表は、トータル・リターンで表されたサブファンドのパフォーマンスの詳細を、それぞれのサブファンドの基準指数のパフォーマンスと比較して示している。

	2019年	2018年
	%	
Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF		
トータル・リターン	16.67	(14.41)
FTSE アジア太平洋(日本、オーストラリア、ニュージーランドを除く)指数	17.03	(14.38)
Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF		
トータル・リターン	14.53	(8.82)
FTSE アジア太平洋(日本、オーストラリア、ニュージーランドを除く)高配当利回り指数	15.00	(8.46)

9 金融リスク管理

(a) 金融商品の利用における戦略

投資目的および投資方針

サブファンドの投資目的は、報酬および費用控除前で、それぞれの基準指数のパフォーマンスに密接に対応した投資成果を提供することである。マネージャーは、この投資目的を各サブファンドのすべてまたは実質的にすべての資産を、基準指数の構成銘柄の代表サンプルに投資することによって、達成しようと努めている。複製戦略を用いて、サブファンドは基準指数を構成するすべてまたは実質的にすべての銘柄に、これらの銘柄の基準指数におけるウェイト(すなわち比率)と同一または実質的に同一のウェイトで投資する。

(b) 市場価格リスク

市場価格リスクは、金融商品の価値が市場価格の変動の結果として変動するリスクであり、その変動が個別商品に固有の要因によって引き起こされたものであるか、市場のすべての商品に影響を及ぼす要因によって引き起こされたものであるかを問わない。

すべての有価証券投資は、資本の損失のリスクを呈する。サブファンドの市場価格リスクは、投資ポートフォリオの分散を通じて管理されている。マネージャーは、投資有価証券を日次ベースで監視し、基準指数の構成または銘柄のウェイトの変動を反映するために投資ポートフォリオを随時リバランスしている。

2019年および2018年12月31日現在、サブファンドの投資有価証券は、次の業界に集中していた。

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	公正価値 香港ドル	純資産構成比 %	公正価値 香港ドル	純資産構成比 %
株式				
電気通信・サービス	46,420,501	11.12	12,590,531	5.77
一般消費財・サービス	64,792,899	15.51	25,367,412	11.62
生活必需品	20,554,718	4.92	11,229,949	5.14
エネルギー	17,642,459	4.23	8,220,239	3.76
金融	95,608,901	22.89	65,788,355	30.14
ヘルスケア	12,743,522	3.05	6,100,702	2.79
資本財・サービス	28,370,623	6.79	13,618,594	6.24
情報技術	74,054,359	17.73	48,323,480	22.14
素材	18,379,633	4.40	15,198,313	6.96
不動産	24,777,231	5.93	3,268,672	1.50
公益事業	12,370,705	2.96	6,963,851	3.19
	415,715,551	99.53	216,670,098	99.25
デリバティブ金融商品				
金融資産				
ワラント(注記 10)	—	—	477	—
非米国通貨契約(注記 10)	—	—	10	—
金融負債				
先物(注記 10)	(8,237)	—	(4,189)	—
非米国通貨契約(注記 10)	—	—	(266)	—
	415,707,314	99.53	216,666,130	99.25

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	公正価値 香港ドル	純資産構成比 %	公正価値 香港ドル	純資産構成比 %
株式				
電気通信・サービス	21,939,805	6.81	22,548,306	7.97
一般消費財・サービス	17,015,479	5.28	12,993,632	4.59
生活必需品	7,605,712	2.36	8,519,519	3.01
エネルギー	21,234,765	6.60	22,137,711	7.82
金融	90,537,072	28.12	115,557,960	40.84
ヘルスケア	574,128	0.18	—	—
資本財・サービス	18,938,961	5.88	13,555,003	4.79
情報技術	70,386,020	21.86	49,165,443	17.38
素材	19,326,131	6.00	15,954,383	5.64
不動産	38,257,006	11.88	6,431,842	2.27
公益事業	13,225,244	4.11	13,925,163	4.92
	319,040,323	99.08	280,788,962	99.23
デリバティブ金融商品				
金融資産				
先物(注記10)	15,125	—	—	—
非米国通貨契約(注記10)	529	—	27	—
金融負債				
先物(注記10)	—	—	(4,189)	(0.01)
非米国通貨契約(注記10)	—	—	(242)	—
	319,055,977	99.08	280,784,558	99.22

次の表は、サブファンドの正味市場エクスポージャーを要約している。

(香港ドル)

**Vanguard FTSE Asia ex Japan Index
ETF**

	2019 年	2018 年
エクスポージャーのある市場		
株式		
中国	14,852,739	372,843
香港	143,513,682	79,332,519
インド	44,185,414	26,174,741
インドネシア	8,740,956	5,473,855
マレーシア	10,579,086	7,175,709
パキスタン	136,813	131,746
フィリピン	5,109,011	2,853,943
シンガポール	18,191,984	10,495,504
韓国	56,320,932	32,929,911
台湾	55,907,477	27,906,189
タイ	13,852,611	7,867,234
米国	44,324,846	15,955,904
	415,715,551	216,670,098
デリバティブ金融商品		
金融資産		
ワラント(注記 10)	—	477
非米国通貨契約(注記 10)	—	10
金融負債		
先物(注記 10)	(8,237)	(4,189)
非米国通貨契約(注記 10)	—	(266)
	415,707,314	216,666,130

(香港ドル)

**Vanguard FTSE Asia ex Japan High
Dividend Yield Index ETF**

2019年 2018年

エクスポージャーのある市場

株式

中国	7,341,839	300,727
香港	127,149,265	122,453,958
インド	7,021,284	6,203,148
インドネシア	7,255,393	4,653,826
マレーシア	9,052,415	12,473,504
パキスタン	351,547	338,597
フィリピン	1,065,722	1,286,381
シンガポール	29,166,859	23,503,058
韓国	25,102,463	22,236,946
台湾	92,550,787	74,283,786
タイ	12,982,749	13,055,031
	319,040,323	280,788,962

デリバティブ金融商品

金融資産

先物(注記10)	15,125	—
非米国通貨契約(注記10)	529	27

金融負債

先物(注記10)	—	(4,189)
非米国通貨契約(注記10)	—	(242)
	319,055,977	280,784,558

サブファンドは、基準指数を構成する構成銘柄の實質的にすべてを保有し、そのため基準指数と同じ市場価格リスクにさらされている。

マネージャーは、主要な各市場において何が「合理的な振替」になるかについての見解を利用して、以下の市場感応度分析に用いられる変動を見積もる。以下の開示は絶対的の条件、変動および影響がプラスかマイナスかを示している。市場の指数%の変動は、市場のボラティリティおよび他の関連要素に対するマネージャーの現在の見解に基づき、毎年修正される。

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF					
2019年12月31日			2018年12月31日		
市場指数の 変動 %	損益および受益者に 帰属する純資産への 影響額 香港ドル		市場指数の 変動 %	損益および受益者に 帰属する純資産への 影響額 香港ドル	
FTSE アジア太平洋 (日本、オーストラ リア、ニュージーランド を除く) 指数	(4)	5	(16,593,407)	20,741,759	(4) 5 (8,651,550) 10,814,438

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF					
2019年12月31日			2018年12月31日		
市場指数の 変動 %	損益および受益者に 帰属する純資産への 影響額 香港ドル		市場指数の 変動 %	損益および受益者に 帰属する純資産への 影響額 香港ドル	
FTSE アジア太平洋 (日本、オーストラ リア、ニュージーランド を除く) 高配当利回り 指数	(4)	5	(12,813,347)	16,016,684	(4) 5 (11,216,286) 14,020,357

(c) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の実勢水準の変動の、金融資産および金融負債の公正価値ならびに将来キャッシュ・フローに対する影響から発生する。

2019年および2018年12月31日現在、金利リスクは銀行預金のみから発生している。これらの有利子資産は短期的性格であるため、マネージャーは市場金利の変動の際のその公正価値および将来キャッシュ・フローの変動は重大とはならないとみなしている。したがって、感応度分析は開示されていない。

(d) 信用リスク

信用リスクは、発行体またはカウンターパーティーが支払期限到来時に全額の支払いを行うことができない、または行う意思がないリスクである。

潜在的に信用リスクの対象となるサブファンドの金融資産は、主としてブローカー未収金、有価証券および銀行預金で構成される。サブファンドは、大手のブローカー・ディーラーおよび高格付の銀行と取引を行うことにより、信用リスクへのエクスポージャーを限定している。

すべての有価証券の取引は、マネージャーが承認したブローカーを使用して、受渡し時に決済／支払が行われる。売却された有価証券の引渡しはブローカーが支払を受けた後のみに行われるため、デフォルトのリスクは僅少とみなされる。購入時の支払は、ブローカーが有価証券を受け取った後に行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合は、売買は不成立となる。

すべてのデリバティブ金融商品は、注記 10 で開示されているように、期末時点のワラント、未決済の非米国通貨契約および先物契約である。

2019 年および 2018 年 12 月 31 日現在、サブファンドの銀行預金および投資有価証券は、サブファンドのカストディアンおよびサブ・カストディアンで保有されている。ムーディーズが発行した信用格付は次のとおりである。

	信用格付	
	2019 年 12 月 31 日	2018 年 12 月 31 日
カストディアン		
ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	Aa1	Aa1
サブ・カストディアン	A3	A3
ドイチェ・バンク・アーゲー、インド	A3	A3
ドイチェ・バンク・アーゲー、台湾	Aa2	Aa2
ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・コーポレーション、ソウル		
先物契約のカウンターパーティー		
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エル・エル・シー	A3	A3
ワラントのカウンターパーティー		
インスティテット・パシフィック・リミテッド	該当なし	格付けなし
非米国通貨契約のカウンターパーティー		
BNP パリバ・エス・エー	該当なし	Aa3
ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	Aa1	該当なし

したがって、サブファンドには重要な信用リスクはない。

サブファンドは、デフォルト確率、デフォルトのエクスポージャー、デフォルトの場合の損失を用いて、信用リスクおよび予想信用損失を測定している。経営陣は、予想信用損失の決定にあたり、過去の分析と将来を見越した情報の両方を検討している。カウンターパーティーのキャパシティは大きく、短期的に契約上の債務を履行することができるため、経営陣はデフォルト確率はゼロに近いと考えている。その結果、12 か月の予想信用損失に基づき、損失引当金は認識されていない。そのような減損は、サブファンドにとってまったく重要でないためである。

期末現在の信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書に表示されている金融資産の計上金額である。

ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、サブファンドのカストディアンとしての役割を果たしている。カストディアンに預け入れられているすべての投資有価証券は明確に識別され、サブファンドの資産として分別管理されており、したがって、サブファンドはカストディアンとの間の信用リスクにはさらされていない。だが、この分別管理を達成することが常に可能とは限らず、そのためサブファンドの投資有価証券は該当するカストディアンに伴う信用リスクへのエクスポージャーの増加にさらされることがあり得る。

(e) 流動性リスク

流動性リスクは、企業が償還請求を含む負債の決済において困難に直面するリスクである。サブファンドは大半の資産を、取引が活発な市場で売買され、容易に売却できる投資有価証券に投資している。サブファンドの有価証券は、所定の証券取引所に上場されているため、容易に現金化が可能とみなされる。マネージャーは、サブファンドの流動性の状態を日次ベースで監視することを意図している。

次の表は、2019年および2018年12月31日現在で保有している非デリバティブ金融資産の見込流動性を示し、サブファンドの非デリバティブ金融負債の契約上の割引前キャッシュ・フロー見直しを表示している。サブファンドは、1か月以内に流動化することが可能と見込まれる有価証券に投資することによって、流動性リスクを管理している。サブファンドは有価証券を流動化する能力を有しているが、1か月以内に売却することはサブファンドの意図ではない。12か月以内に支払期限が到来する残高は、割引の影響に重要性がないため、計上価額に等しい。

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF						
	2019年12月31日			2018年12月31日		
	1か月から			1か月から		
	1か月未満	3か月	3か月以上	1か月未満	3か月	3か月以上
金融資産						
現金および現金同等物	1,806,617	—	—	1,140,670	—	—
証拠金	106,148	—	—	80,326	—	—
ブローカー未収金	95,225	—	—	236,129	—	—
未収配当金	810,986	—	—	457,930	—	—
損益を通じて公正価値 評価される金融資産	415,715,551	—	—	216,670,098	—	—
金融資産合計	418,534,527	—	—	218,585,153	—	—
金融負債						
ブローカー未払金	307,997	—	—	229,567	—	—
未払管理報酬	69,054	—	—	37,281	—	—
その他未払金	467,356	—	—	12,481	—	—
金融負債合計	844,407	—	—	279,329	—	—

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF

2019年12月31日

2018年12月31日

1か月から

1か月から

1か月未満

3か月

3か月以上

1か月未満

3か月

3か月以上

	1か月未満	3か月	3か月以上	1か月未満	3か月	3か月以上
金融資産						
現金および現金同等物	2,055,089	—	—	1,547,696	—	—
証拠金	375,345	—	—	93,961	—	—
ブローカー未収金	556,745	—	—	578,111	—	—
未収配当金	866,795	—	—	618,645	—	—
損益を通じて公正価値 評価される金融資産	319,040,323	—	—	280,788,962	—	—
金融資産合計	322,894,297	—	—	283,627,375	—	—
金融負債						
ブローカー未払金	824,801	—	—	556,642	—	—
未払管理報酬	92,250	—	—	84,316	—	—
金融負債合計	917,051	—	—	640,958	—	—

以下の表は、サブファンドの総額で決済される非米国通貨契約、純額で決済される先物契約および純額で決済されるワラントの内訳を示している。この内訳は、契約ベースではなく予想満期に基づいた内訳を示している。これは、かかる契約の契約上の満期は、サブファンドの投資戦略に基づくキャッシュ・フローの時期の理解には最も重要とはみなされないことによる。サブファンドは、非米国通貨契約については総額で、先物契約およびワラントについては純額で決済すると見込まれている。この表で開示されている金額は、割引前のキャッシュ・フローを表している。12か月以内に支払期限が到来する残高は、割引の影響に重要性がないため、計上価額に等しい。

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF				
1 か月から				
2019年12月31日現在	1 か月未満	6 か月	6 か月超	合計
ワラント	—	—	—	—
先物	—	(8,237)	—	(8,237)
	—	(8,237)	—	(8,237)
非米国通貨契約				
— インフロー	—	—	—	—
— (アウトフロー)	—	—	—	—
	—	—	—	—

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF				
1 か月から				
2018年12月31日現在	1 か月未満	6 か月	6 か月超	合計
ワラント	—	—	477	477
先物	—	(4,189)	—	(4,189)
	—	(4,189)	477	(3,712)
非米国通貨契約				
— インフロー	321,850	—	—	321,850
— (アウトフロー)	(322,106)	—	—	(322,106)
	(256)	—	—	(256)

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF				
1 か月から				
2019年12月31日現在	1 か月未満	6 か月	6 か月超	合計
先物	—	15,125	—	15,125
非米国通貨契約				
— インフロー	84,753	—	—	84,753
— (アウトフロー)	(84,224)	—	—	(84,224)
	529	—	—	529

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF				
1 か月から				
2018年12月31日現在	1 か月未満	6 か月	6 か月超	合計
先物	—	(4,189)	—	(4,189)
非米国通貨契約				
— インフロー	623,576	—	—	623,576
— (アウトフロー)	(623,791)	—	—	(623,791)
	(215)	—	—	(215)

サブファンドの受益証券は受益者の選択により買い戻された。

2019年12月31日現在、2名(2018年:3名)の受益者が Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF の純資産合計の 64%(2018年:52%)を保有していた。

2019年12月31日現在、2名(2018年:2名)の受益者が Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF の純資産合計の 64%(2018年:63%)を保有していた。

(f) 通貨リスク

通貨リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動により変動するリスクである。

サブファンドの非米国株式に係る外国為替エクスポージャーは、注記 9(b)で表示された価格リスクに含まれている。サブファンドの非米国株式に係る外国為替に対するエクスポージャーを除き、実質的に他のすべての資産および負債は、それぞれの機能通貨および表示通貨建てであるため、サブファンドには重要な通貨リスクはない。

(g) 資本リスク管理

サブファンドの目的は、それぞれの基準指数のパフォーマンスに密接に対応した投資成果を提供することである。マネージャーは以下のことができる。

- ・ サブファンドの設立関連書類に従って、受益証券を償還し、新規受益証券を発行する。これには、受託者への事前通知の上での受益証券の発行および償還の単位口数を変更する能力が含まれる。
- ・ 信託証書に規定された特定の環境の下で、受益証券の発行および償還を停止する。

(h) 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融資産および金融負債(公的に取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等)の公正価値は、期末日の売買終了時点での市場相場価格に基づく。サブファンドは、投資有価証券の公正価値評価のためのインプットとして、最終取引市場価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債についての取引が、継続ベースで価格情報を提供するために十分な頻度と量を伴って行われる市場である。

金融商品は、相場価格が容易かつ日常的に取引所、ディーラー、ブローカー、業界グループ、価格設定業者または規制機関より入手可能であり、これらの価格が実際かつ日常的に独立企業間価格ベースで市場取引において発生している場合に、活発な市場で値付けされたものとみなされる。

その他の未収金および未払金の減損引当金控除後の帳簿価額は、概ね公正価値とみなされる。金融負債の開示目的の公正価値は、契約上の将来キャッシュ・フローを、類似した金融商品についてサブファンドに適用できる最新の市場金利で割り引くことによって見積もられる。

IFRS 第13号は、サブファンドが公正価値測定を、測定に使用したインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを使用して、分類することを義務付けている。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- ・ 企業が測定日において利用可能な同一の資産または負債についての活発な市場における(未修正)相場価格(レベル1)
- ・ 当該資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット(レベル2)
- ・ 観察不能なインプットである当該資産または負債についてのインプット(レベル3)

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定全体に対して重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的上、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が、観察不能なインプ

トに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3測定である。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、資産または負債に固有な要因を考慮した判断が必要とされる。

何を以って「観察可能」とするかの判定には、サブファンドによる重要な判断が必要とされる。サブファンドは、観察可能なデータを、容易に入手可能で、日常的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、占有財産ではなく、関連する市場に積極的に関与する独立した情報源によって提供される市場データとみなす。

次の表は、公正価値で測定されたサブファンドの投資有価証券(クラス別)の公正価値ヒエラルキーの内訳を示している。

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF								
2019年12月31日					2018年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値評価される金融資産:								
株式	415,695,116	—	20,435	415,715,551	216,659,835	—	10,263	216,670,098
ワラント	—	—	—	—	477	—	—	477
非米国通貨契約	—	—	—	—	—	10	—	10
	<u>415,695,116</u>	<u>—</u>	<u>20,435</u>	<u>415,715,551</u>	<u>216,660,312</u>	<u>10</u>	<u>10,263</u>	<u>216,670,585</u>
損益を通じて公正価値評価される金融負債:								
先物	8,237	—	—	8,237	4,189	—	—	4,189
非米国通貨契約	—	—	—	—	—	266	—	266
	<u>8,237</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>8,237</u>	<u>4,189</u>	<u>266</u>	<u>—</u>	<u>4,455</u>

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF								
2019年12月31日					2018年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値評価される金融資産:								
株式	318,998,203	—	42,120	319,040,323	280,746,842	—	42,120	280,788,962
先物	15,125	—	—	15,125	—	—	—	—
非米国通貨契約	—	529	—	529	—	27	—	27
	<u>319,013,328</u>	<u>529</u>	<u>42,120</u>	<u>319,055,977</u>	<u>280,746,842</u>	<u>27</u>	<u>42,120</u>	<u>280,788,989</u>
損益を通じて公正価値評価される金融負債:								
先物	—	—	—	—	4,189	—	—	4,189
非米国通貨契約	—	—	—	—	—	242	—	242
	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>4,189</u>	<u>242</u>	<u>—</u>	<u>4,431</u>

評価額が活発な市場における市場相場価格に基づき、そのためレベル 1 に分類される投資有価証券には、活発な上場株式、先物およびワラントが含まれる。サブファンドは、これらの商品について相場価格を修正しない。

活発とはみなされない市場で売買されるが、市場相場価格、ディーラーの建値、または非米国通貨契約等の観察可能なインプットに裏付けられた代替的価格設定情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル 2 に分類される。

レベル 3 に分類される投資有価証券は、少ない頻度で売買されるため、重要な観察不能なインプットを有する。

サブファンドの金融資産および金融負債は、損益を通じて公正価値で評価される金融資産および金融負債を除き、償却原価で計上されている。これらの計上価額は、公正価値の合理的な見積金額である。

(i) レベル間の移動

サブファンドの方針では、公正価値ヒエラルキー間の移動は、報告期間末現在で認識される。

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF、Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF については、2019 年および 2018 年 12 月 31 日に終了した期間に、レベル間の移動はなかった。

(ii) 重要な観察不能なインプットを使用する公正価値測定(レベル3)

次の表は、2019年および2018年12月31日に終了した年度における、Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF および Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF の、レベル3商品の変動を表示している。

	(香港ドル)	
	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF 株式	
	2019年12月31日	2018年12月31日
期首残高	10,263	36,304
購入	19,056	—
売却	—	(3,373)
移動	—	—
包括利益計算書で認識された損益	(8,884)	(22,668)
期末残高	<u>20,435</u>	<u>10,263</u>
期末現在の金融資産および金融負債について事業年度中に 包括利益計算書で認識された損益合計	<u>(8,884)</u>	<u>(160)</u>

	(香港ドル)	
	Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF 株式	
	2019年12月31日	2018年12月31日
期首残高	42,120	42,120
購入	—	—
売却	—	—
移動	—	—
包括利益計算書で認識された損益	—	—
期末残高	<u>42,120</u>	<u>42,120</u>
期末現在の金融資産および金融負債について事業年度中に 包括利益計算書で認識された損益合計	<u>—</u>	<u>—</u>

Vanguard FTSE Developed Europe Index ETF、Vanguard FTSE Japan Index ETF、Vanguard S&P 500 Index ETF および Vanguard Total China Index ETF については、2019年および2018年12月31日に終了した年度に、レベル3有価証券はなかった。

レベル3の変動についての感応度分析は表示されていない。これは、インプットの合理的な変動の影響に重要性がないとみなされたことによる。

(iii) 評価プロセス

活発な取引が行われない、または古い価格による値付けが行われる潜在性のある有価証券を識別するために、経営陣によるポートフォリオの見直しが定期的に行われている。このプロセスでは、レベル 3 有価証券とみなされる可能性のある有価証券を識別する。

必要な場合には、追加分析が実施され、この識別による会計上の重要性が判定される。特定の種類の有価証券については、最適な評価モデルの選択の際に、経営陣はバックテストの実施と実際の市場取引の検討を行う。レベル 3 への割当て、またはレベル 3 からの割当ての変更は、各報告期間末に分析される。

(i) 金融資産および金融負債の相殺

2019 年および 2018 年 12 月 31 日現在、サブファンドはデリバティブ・カウンターパーティーとのマスター・ネットリング契約の支配下にあった。サブファンドのすべてのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は、デリバティブ・カウンターと共に保有されている。

下表は、相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約および類似の契約の対象となっているサブファンドの金融資産および金融負債を示している。この表は、金融商品の種類別に表示されている。

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約および類似の契約の対象となっているサブファンドの金融資産および金融負債

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF

金融資産

	A	B	C=A-B	D		(香港ドル) E=C-D
	認識されて いる金融 資産総額	財政状態 計算書に おいて 相殺されて いる、認識 されている 金融負債 総額	財政状態 計算書に 表示され ている 金融資産 純額	財政状態計算書に おいて相殺されていない 関連金額		純額
				D(i)、D(ii) 金融商品	D(ii) 現金担保	
2019 年 12 月 31 日						
デリバティブ金融商品	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—
2018 年 12 月 31 日						
デリバティブ金融商品	10	—	10	(10)	—	—
合計	10	—	10	(10)	—	—

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF

金融負債

	A	B	C=A-B	D		(香港ドル) E=C-D
	認識されて いる金融 負債総額	財政状態 計算書に おいて 相殺されて いる、認識 されている 金融資産 総額	財政状態 計算書に 表示され ている 金融負債 純額	財政状態計算書に おいて相殺されていない 関連金額		純額
				D(i)、D(ii) 金融商品	D(ii) 現金担保	
2019年12月31日						
デリバティブ金融商品	8,237	—	8,237	—	(8,237)	—
合計	8,237	—	8,237	—	(8,237)	—
2018年12月31日						
デリバティブ金融商品	4,455	—	4,455	(10)	—	4,445
合計	4,455	—	4,455	(10)	—	4,445

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF

金融資産

	A	B	C=A-B	D		(香港ドル) E=C-D
	認識されて いる金融 資産総額	財政状態 計算書に おいて 相殺されて いる、認識 されている 金融負債 総額	財政状態 計算書に 表示され ている 金融資産 純額	財政状態計算書に おいて相殺されていない 関連金額		純額
				D(i)、D(ii) 金融商品	D(ii) 現金担保	
2019年12月31日						
デリバティブ金融商品	15,654	—	15,654	—	—	15,654
合計	15,654	—	15,654	—	—	15,654
2018年12月31日						
デリバティブ金融商品	27	—	27	(27)	—	—
合計	27	—	27	(27)	—	—

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF

金融負債

	A	B	C=A-B	D		(香港ドル) E=C-D
	認識されて いる金融 負債総額	財政状態 計算書に おいて 相殺されて いる、認識 されている 金融資産 総額	財政状態 計算書に 表示され ている 金融負債 純額	財政状態計算書に おいて相殺されていない 関連金額		純額
				D(i)、D(ii) 金融商品	D(ii) 現金担保	
2019年12月31日						
デリバティブ金融商品	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—
2018年12月31日						
デリバティブ金融商品	4,431	—	4,431	(27)	—	4,404
合計	4,431	—	4,431	(27)	—	4,404

上記の D(i)および D(ii)の金額は、上記(B)における相殺に当てはまらない相殺額である。これには、(i)財政状態計算書において相殺されていない「A」で開示されている資産(または負債)に対する相殺額、(ii)受取および差入、両方の金融担保(現金担保を含む)が含まれる。現行のすべてのマスター・ネットリング契約の下で、条件の良い契約に関連する信用リスクに対するサブファンドの全体のエクスポージャーは、デフォルト発生時に、カウンターパーティーとのすべての金額が終了し、ネットベースで決済される範囲まで引き下げられている。マスター・ネットリング契約の条件に従えば、デフォルトの事象には以下のものが含まれる。

- (i) 期日到来時に当事者が支払いを履行しないこと
- (ii) 当事者が不履行の通知を受けてから 30 日以内に、不履行が改善されない場合に、当事者が、契約によって求められている合意または義務(支払いを除く)の遵守、遂行を怠ること
- (iii) 破産

10 デリバティブ金融商品

2019年および2018年12月31日現在、サブファンドは次の未決済デリバティブを有していた。

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF				
2019年12月31日		2018年12月31日		
	契約金額/ 名目金額	公正価値	契約金額/ 名目金額	公正価値
金融資産				
ワラント	—	—	—	477
非米国通貨契約	—	—	195,744	10
金融負債				
先物	880,368	(8,237)	381,814	(4,189)
非米国通貨契約	—	—	126,106	(266)
	880,368	(8,237)	703,664	(3,968)

(香港ドル)

Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF				
2019年12月31日		2018年12月31日		
	契約金額/ 名目金額	公正価値	契約金額/ 名目金額	公正価値
金融資産				
先物	1,293,350	15,125	—	—
非米国通貨契約	84,753	529	508,934	27
金融負債				
先物	—	—	381,814	(4,189)
非米国通貨契約	—	—	114,642	(242)
	1,378,103	15,654	1,005,390	(4,404)

11 分配

マネージャーは、完全なる裁量権により、各事業年度に決定できる時期に所得を受益者に分配することができ、また、いずれの事業年度においても分配が行われないこととすることを決定できる。受益者への分配がある場合は、その分配額は、サブファンドの純利益から発生する。2019年および2018年12月31日に終了した年度に、サブファンドは次の分配を行った。

分配	(香港ドル)			
	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF		Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	
	2019年	2018年	2019年	2018年
- 2019年1月11日に10,300,000口に 1口当たり0.09香港ドル支払	927,000	—	—	—
- 2019年1月11日に14,000,000口に 1口当たり0.10香港ドル支払	—	—	1,400,000	—
- 2019年1月11日に12,100,000口に 1口当たり0.06香港ドル支払	—	—	—	—
- 2019年4月11日に10,400,000口に 1口当たり0.01香港ドル支払	104,000	—	—	—
- 2019年4月11日に14,000,000口に 1口当たり0.01香港ドル支払	—	—	140,000	—
- 2019年4月11日に12,100,000口に 1口当たり0.06香港ドル支払	—	—	—	—
- 2019年7月11日に10,700,000口に 1口当たり0.13香港ドル支払	1,391,000	—	—	—
- 2019年7月11日に14,000,000口に 1口当たり0.19香港ドル支払	—	—	2,660,000	—
- 2019年7月11日に12,100,000口に 1口当たり0.32香港ドル支払	—	—	—	—
- 2019年10月14日に16,300,000口に 1口当たり0.17香港ドル支払	2,771,000	—	—	—
- 2019年10月14日に14,000,000口に 1口当たり0.42香港ドル支払	—	—	5,880,000	—
- 2019年10月14日に11,800,000口に 1口当たり0.11香港ドル支払	—	—	—	—
- 2018年1月11日に8,200,000口に 1口当たり0.05香港ドル支払	—	410,000	—	—
- 2018年1月11日に12,600,000口に 1口当たり0.07香港ドル支払	—	—	—	882,000
- 2018年1月11日に10,600,000口に 1口当たり0.05香港ドル支払	—	—	—	—
- 2018年4月13日に9,100,000口に 1口当たり0.04香港ドル支払	—	364,000	—	—
- 2018年4月13日に13,400,000口に 1口当たり0.04香港ドル支払	—	—	—	536,000
- 2018年4月13日に11,300,000口に 1口当たり0.03香港ドル支払	—	—	—	—
- 2018年7月12日に9,600,000口に 1口当たり0.14香港ドル支払	—	1,344,000	—	—
- 2018年7月12日に14,000,000口に 1口当たり0.19香港ドル支払	—	—	—	2,660,000
- 2018年7月12日に11,400,000口に 1口当たり0.33香港ドル支払	—	—	—	—

分配	(香港ドル)			
	Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETF		Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETF	
	2019年	2018年	2019年	2018年
- 2018年10月11日に10,100,000口に 1口当たり0.23香港ドル支払	-	2,323,000	-	-
- 2018年10月11日に14,000,000口に 1口当たり0.43香港ドル支払	-	-	-	6,020,000
- 2018年10月11日に11,400,000口に 1口当たり0.07香港ドル支払	-	-	-	-
	<u>5,193,000</u>	<u>4,441,000</u>	<u>10,080,000</u>	<u>10,098,000</u>

報告期間末後に、サブファンドは報告日現在で財政状態計算書に負債として認識されていない以下の分配を行った。

2020年1月13日、Vanguard FTSE Asia ex Japan Index ETFは、発行済受益証券17,200,000口に対して1口当たり0.04香港ドル、総額688,000香港ドルの分配を行った。

2020年1月13日、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETFは、発行済受益証券14,400,000口に対して1口当たり0.09香港ドル、総額1,296,000香港ドルの分配を行った。

12 セグメント情報

マネージャーは、サブファンドの利益のために資源の戦略的配分を行う。サブファンドの事業セグメントは、マネージャーが点検し、戦略的意思決定を行うために用いる報告書に基づいて決定される。

マネージャーは、サブファンドの全体のポートフォリオに対して責任を有し、当該事業が単一の事業セグメントを有するとみなしている。

マネージャーの資産配分的意思決定は、単一の総合的な投資戦略に基づき、サブファンドのパフォーマンスは全体ベースで評価される。

サブファンドは、基準指数のパフォーマンスに密接に対応した投資成果を提供することを目的として、基準指数の構成銘柄を売買する。

サブファンドの資産、負債およびパフォーマンスについてマネージャーに提供される内部報告は、IFRSの測定および認識の原則と整合したベースで作成される。

2019年および2018年12月31日に終了した期間中に、報告セグメントに変更はなかった。

サブファンドは、香港に所在する。サブファンドの収益の大半は、基準指数の構成銘柄への投資から発生する。

サブファンドは、非流動資産に区分される資産を有していない。サブファンドは、分散された投資有価証券のポートフォリオを有している。2019年および2018年12月31日に終了した年度に、サブファンドの収益の10%超を占めた投資有価証券はなかった。2019年12月31日現在、それぞれ、Vanguard FTSE Asia ex Japan High Dividend Yield Index ETFおよびVanguard Total China Index ETFの純資産の10%超を占めるTaiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd, Alibaba Group Holding SP ADRを除き、サブファンドの純資産の10%超を占めた投資有価証券はなかった。2018年12月31日現在、サブファンドの純資産の10%超を占めた投資有価証券はなかった。

13 後発事象

コロナウイルスの世界的大流行に関連する市場の混乱が世界全体に影響を及ぼしており、長期的な影響は不透明である。このような混乱が、サブファンドの資産、よってサブファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこの動向を引き続き監視し、サブファンドへの影響を見極めている。

14 財務諸表の承認

本財務諸表は、2020年4月24日にマネージャーによって承認された。